

船橋市声の電話訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者に対し、船橋市高齢者福祉電話相談員（以下「相談員」という。）が電話での定期的な訪問（以下「声の電話訪問」という。）を実施することにより、高齢者の安否や健康状態を確認するとともに孤独感の緩和を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 声の電話訪問の利用ができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有し、居宅で生活していること。
- (2) 65歳以上のひとり暮らし高齢者であること。
- (3) 安否の確認が必要であると認められること。

2 前項に定める者のほか、市長が特に必要があると認める者は、声の電話訪問を利用することができる。

(利用の申請)

第3条 声の電話訪問を利用しようとする者は、船橋市声の電話訪問利用申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(可否決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を船橋市声の電話訪問利用可否決定通知書（第2号様式）により通知する。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により利用を認める旨の決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請事項に変更が生じたときは船橋市声の電話訪問利用申請事項変更届（第3号様式）により速やかに市長に届けなければならない。

(利用の取消し)

第6条 市長は利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、声の電話訪問の利用を取消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、利用を認める旨の決定を受けたとき。

(相談員)

第7条 相談員は、高齢者福祉及び傾聴に関する知識と経験を有する者の中から市長が委嘱する。

- 2 相談員の定員は3名を上限とする。
- 3 相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員の1時間当たりの報酬額は、会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年船橋市規則第36号）別表第1に規定する一般事務Cの基礎号級を基に算出した報酬額に準ずる額とする。ただし、相談員の従事に係る交通費も併せて支給できるものとし、報酬の算出方法、支給方法、支給条件及び支給手続は、会計年度任用職員の例によることとする。
- 5 相談員は、職務の遂行にあたり、常に相談員であることを自覚し、高齢者の福祉に寄与する精神をもって活動しなければならない。
- 6 相談員は、利用者の心身に異常を発見した場合は、ただちに主管課長に報告し、その指示に従わなくてはならない。

（解職）

第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解職することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務及び本要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) 相談員としてふさわしくない行為があったとき。

（秘密の保持）

第9条 相談員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（実施日及び実施時間帯）

第10条 声の電話訪問の実施日は月曜日、水曜日及び金曜日（毎月第1月曜日、12月29日から1月3日まで、祝日及び休日を除く。）のうち利用者の希望する日とし、実施時間帯は午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。

（公務上の災害補償）

第11条 相談員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に声の電話訪問を利用している者は、当該要綱第5条に規定する利用者とみなす。

(船橋市老人福祉電話相談員設置要綱の廃止)

- 3 船橋市老人福祉電話相談員設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の船橋市声の電話訪問事業実施要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の船橋市声の電話訪問事業実施要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

船橋市声の電話訪問利用申請書

船橋市長

あて

年 月 日

船橋市声の電話訪問事業を利用したいので、申請します。

1. 申請者

フリガナ		生年 月 日	明治 大正 昭和	年	月	日
氏名						
住所		電話番号	()			
介護認定	無・要支援 ()・要介護 () 認定有効期間 年 月 日～ 年 月 日					
身体障害	無・身体障害者手帳 () 級					
ケアマネジャー	事業所 () 電 話					

2. 声の電話訪問の利用希望日（希望する曜日を○で囲って下さい。）

曜 日	月曜日	水曜日	金曜日
-----	-----	-----	-----

3. 緊急連絡先（親族や近所の方等確実に連絡がとれる方を記入して下さい。）

連絡先 1	氏名	利用者との関係 ()
	住所	電話
連絡先 2	氏名	利用者との関係 ()
	住所	電話
連絡先 3	氏名	利用者との関係 ()
	住所	電話

4. 身体状況等（持病や心身の障害の状況について記入して下さい。）

--

5. 趣味・嗜好等（趣味や楽しみにしていること等を記入して下さい。）

--

提出者	氏名			
	住所			
	電話番号		申請者との関係	